

報道関係者 各位

公 開
頭撮り可

令和6年7月30日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室
室 長 金丸 浩也
室長補佐 広瀬 祐一
TEL : 025-288-3504

令和6年度新潟県最低賃金の改正決定の答申 について（お知らせ）

新潟県最低賃金の改正決定については、本年7月3日（水）に新潟労働局長（千葉 茂雄）が新潟地方最低賃金審議会（会長 長谷川 雪子）に諮問し、下記のとおり新潟県最低賃金の改正決定に関する答申を行う見込みとしておりますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和6年8月5日（月）13時30分から
- 2 場 所 新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室A
新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- 3 取材申込み
(1) 令和6年8月5日（月）午前8時30分までにメールで標題を「最賃審取材」とした上で「社名・人数」をお知らせください（ベタ打ちで可）
E-mail : chinginshitsu-niigatkyoku@mhlw.go.jp
(2) 当日は開始時刻の13時30分までに上記2へお集まりください。
- 4 その他
上記1の開催時間が遅れる場合もありますので、あらかじめご承知おきください。
また、当日の審議状況によっては、答申が行われない場合もありますので、併せてご承知おきください。
なお、撮影につきましては、「採決部分を不可」とさせていただきます。